

第12章 インド

内国民待遇

(1) 電力固定価格買取制度に係るローカル・コンテンツ要求

<措置の概要>

2010年1月、インド政府は「ジャワハルラル・ネルー・国家太陽光指令 (Jawaharalal Nehru National Solar Mission (JNNSM))」を公表。太陽光エネルギーの普及・振興を図るため、太陽光エネルギー普及のための政策として、太陽光パネル及び太陽熱により発電された電力の固定価格買取制度 (FIT) を導入した。

インド政府は、発電事業者等が固定価格買取制度に参入する際の条件として、一定割合以上の付加価値 (組立や原材料の調達等) が同州内で付加された太陽光パネル・太陽熱発電設備等を使用することを義務化した (ローカル・コンテンツ要求)。

<国際ルール上の問題点>

こうした措置は、内国民待遇義務を定めるGATT第3条、貿易に関連する投資措置に関する協定 (TRIMS) 第2条違反の可能性があるとともに、補助金協定第3条に定める禁止補助金 (国内産品優先補助金) に該当する可能性がある。

<最近の動き>

我が国は、本制度におけるローカル・コンテンツ要求及びそれを条件とした補助金の交付はGATT及び補助金協定に抵触する可能性がある

ことから、2011年5月に開催されたWTO補助金委員会及び2011年9月に開催された対インド貿易政策検討制度 (TPR) 会合において同趣旨の質問を行った。また、2012年5月及び10月に開催されたWTO・TRIMS委員会においても、米国・EUとともに懸念の表明を行った。なお、米国は、2013年2月、本制度がGATT第3条、TRIMS第2条及び補助金協定第3条等に違反しているとして、WTO協議要請を行った。

(2) 電気通信に関するローカル・コンテンツ要求等

<措置の概要>

2011年4月、インド電気通信規制庁 (TRAI) は、電気通信機器製造業の育成と競争力強化を図るための政策提言書について、通信IT省電気通信局 (DoT) に対して勧告した。その内容には例えば以下のような措置を含んでいた。

- ①国産品に対する優遇措置 (国産比率を明示した製品に対する市場での優遇措置、政府から免許交付を受けた者は輸入品より国産品を優先する義務を負う等)
- ②内国税に関する輸入品と国産品の競争条件の修正

その後、通信IT省情報通信技術局 (DIT) が、TRAIの勧告の考え方を踏まえ、より一般的な電子機器を対象とした国内製造促進政策の検討を行い、2012年2月、電子機器の国内製造製品優遇に関する通知を発出し、官報掲載を行った。通知内容はTRAIによる勧告から修正がなされ、例えば

以下のような措置をとることとされている。

①安全保障上重要性を有する電子機器及び政府調達について、関係省庁は、告示において国内製造製品の調達割合（最低30%以上）及び付加価値基準を明示する。

②個々の省庁は、本政策への適合に対する適切なインセンティブ・ペナルティを明示する。

本通知は、通信機器を含む電子機器の政府調達等全体に適用される総則的な通知として位置づけられ、DoTを含む関係省庁が、それぞれの所掌分野における対象機関、機器、調達割合（最低30%以上）及び付加価値基準を具体的に告示する予定とされていたところ、2012年10月、DoTは、通信機器の政府調達における国内製造製品優遇に関する通知を発出した。当該通知は政府調達を対象にしたものであるが、現在DoTは、民間通信事業者が調達する安全保障上重要性を有する通信機器についての国内製造製品優遇に関する通知の検討を進めているところ。

<国際ルール上の問題点>

今後、関係省庁によって通知どおりに施策が実施された場合、GATT内国民待遇に違反する可能性がある。DITの通知は、その背景において安全保障を強調しているが、GATT第21条のいずれに該当するのか不明である。

<最近の動き>

既に2011年12月の野田総理（当時）とシン首相との会談でも本件につき申し入れを行い、2012年4月の日印閣僚級経済対話においても日本側から見直しの要請を行った。各国産業界等からも勧告内容を問題視する旨の書簡を発出している。WTOでは、2012年5月及び10月に開催されたTRIMs委員会において、米国・EUとともに懸念の表明を行っており、今後の動向を注視する必要がある。

関 税

(1) 高関税品目

<措置の概要>

ウルグアイ・ラウンド合意実施後の非農産品の単純平均譲許税率は34.6%である。譲許品目について、譲許税率は一部の例外を除き40%と25%に集中している。製品の加工度合いから見ると、最終製品は40%、原材料・中間財・部品・設備機械が25%とされる傾向がある。

インド政府は、(1) 基本関税率（実行税率）をASEANレベルに引き下げる、(2) 最終製品には10%、原材料・部品には5%～7.5%を適用する関税体系への移行を目標に掲げ、2003年度以降、継続して基本関税率の引き下げを行っている。2007年度予算案では、2007年1月に、特定の資本財や部品・原材料の一部について関税引き下げを実施し、自動車部品や電気部品、機械類等多くの部品の基本関税率を7.5%に引き下げた。更に、同年3月には、農産品を除く基本的にすべての譲許品目の最高基本関税率を原則12.5%から10%に引き下げた（2010年の非農産品の単純平均実行税率は9.8%）。この一連の措置により、一部の部品・原材料を除いては、インド政府の目標がほぼ達成されたと見られ、自由貿易の促進の観点から一定の評価を行うことができる。

一方、非農産品の譲許率は69.8%であり、非譲許品目としては自動車（実行税率：乗用車55.9%）、衣類（平均実行税率13.4%）等の高関税品目が存在している。繊維製品はインドの競争力、国際的水準から見ても高く設定されている。

<国際ルール上の問題点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高める観点からは、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許税率と基本関税率との間に大きな乖

離が見られること及び、譲許率が低いことは、WTO協定上問題はないが、恣意的な実行税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、譲許税率を基本関税率程度に引き下げるとともに、非譲許品目は譲許されることが望ましい。

<最近の動き>

2008年3月より、資本財や部品・原材料の一部については、国内製造業活性化や輸出促進を目的に、実行税率の引き下げが行われた。

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている（最新の状況については資料編を参照）。

また、日インドEPAは、2011年2月に署名が

行われ、同年8月に発効した。

(2) 輸入品への特別追加関税の導入

<措置の概要>

インドでは上記の実行税率が課される「基本関税」の他に、「相殺関税（追加関税）」、「特別追加関税」、「教育目的税」を加えた総額が税関で徴収される。2011年2月時点において、輸入評価額（C.I.F.価格＋荷揚げ費用）が100、基本関税率10%、追加関税率10.3%、特別追加関税4%の場合、評価額100に対する関税総額は最終的に26.85（教育目的税を含む）と、通常、WTO等の国際交渉の場でインド政府が対外的に提示している実行税率と比較して高水準となっている。なお、関税の具体的な算出方法は以下のとおり。

<図表イ> 関税率計算方法（評価額を100、基本関税率10%とした場合）

	項目	税率	金額（税額）	計
	評価額（CIF価格＋荷揚げ費用）		100.00	
A	基本関税（BCD）	10.0%	10.00	
B	合計			110.00
C	追加関税（CVD）＋教育目的税	10.3%	11.33	
D	合計			121.33
E	教育目的税×〈A＋C〉	3.00%	0.64	
F	特別追加関税（ACD）×〈D＋E〉	4.00%	4.88	
G	合計			126.85
	関税総額〈A＋C＋E＋F〉		26.85	

<国際ルール上の問題点>

上記のとおり、インドがウルグアイ・ラウンドにおいて合意した非農産品の単純平均譲許税率は34.6%となっている一方、「基本関税」の税率は原則10%であり、平均譲許税率を下回っている。「基本関税」に着目すれば、その税率が個別品目について譲許税率を下回る限りGATT第2条に整合的と考えられる。他方、「特別追加関税」や「教育目的税」は、GATT第2条1項（b）に規定されている「通常関税」又は「その他の租税又は課徴金」に該当すると考えられる。前者に該当する場合は、少なくともITA（情報技術協定）により関税撤廃を約束した製品については譲許約束を

超える課税となる。また後者に該当する場合は、譲許表への記載が必要であるにもかかわらず、実際にはこれらはインドの譲許表に記載されていないことから同じく譲許約束違反となる。このため、いずれに該当するにせよ、「特別追加関税」及び「教育目的税」はGATT第2条に違反する可能性がある。

また、インド政府は、2007年5月に開催されたWTO対インドTPRにおいて、「特別追加関税は内国税であり、付加価値税や中央売上税を相殺するためのもの」、更に「輸入品に2回賦課する教育目的税のうち、1回目の税は内国税で2回目は関税である」等の回答を行っているところ、内国

税として分類される場合はGATT第2条ではなく内国民待遇を規定したGATT第3条の対象となる。この点、我が国産業界からは、「輸入時に特別追加関税を支払った輸入品であってもインド国内の流通段階において付加価値税や中央売上税は賦課される」との実態が報告されており、「特別追加関税」及び「教育目的税」はGATT第3条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

本件については、累次日インドEPA交渉等の政府間協議の場を通じて、特別追加関税を含む関税制度について、WTO協定整合的かつ透明性の高い制度へ改善するよう、インド政府に対して求めてきた。特別追加関税の還付制度については、還付申請条件が厳格過ぎる上、手続の詳細も不明である等の問題点が指摘されてきたところ、2008年11月に、申請条件の緩和が発表された。しかしながら、新条件が導入された後も、「実際に還付が受けられた」事例は少数に留まっており、更なる制度の改善が求められている。

2009年には我が国より次官級レベルも含め制度改善の働きかけを、また民間ベースでも日印経済合同委員会等を通じインド政府側に働きかけを行ったところ、インド側より還付申請済みの特別追加関税について、速やかに還付する旨の返答があった。

また、2010年2月より、完成品として製品が梱包された状態で輸入される場合、当該品への特別追加関税（4%）が控除されることになり、繊維製品、携帯電話機、腕時計については、加工せず小売することを条件に、梱包なしでも免税を受けられることとなった。しかし、こうした措置を導入後、税関当局は完成品の輸入に対する監視を強めており、特に、MRP（最高小売価格）や輸入年月を記載したラベルの個別商品への貼り付けが徹底されたため、ラベル不備の貨物が通関時に留め置かれるケースが多発している。こうしたことから、今後のインド側の対応について注視し、引き

続き制度の改善について働きかけを行う必要がある。

なお、本件に関しては米国がWTO申立てを行っており、2008年7月、パネルは、米国がインドの措置のGATT第2条2項違反を立証できていないとして、米国の申立てを退ける判断を下した。米国はパネル報告を不服として上級委員会に上訴を申し立てしていたところ（我が国も第三国として参加）、2008年10月上級委員会は、特別追加関税について、「同種の国産品に課される関連国内税を超えて課税するかぎり」、GATT第2条1項(b)に違反すると「思慮」と判示したものの、左記に関する事実認定がパネルにより行われていないことから、当該措置の是正勧告は行われなかった。

<参考1：特別追加関税の還付制度の概要>

インド政府・財務省は2007年9月14日、インドへの輸入品に課せられる一律4%の特別追加関税（Additional Duty of Custom）の還付に関する通達（Notification No.102/2007）を発表した（同通達については、<http://www.cbec.gov.in/customs/cs-act/notifications/notfns-2k7/cs102-2k7.htm>参照）。

同通達は即日発効（同日以降に通関されるすべての輸入品に適用）され、以下の条件・手続を踏んで輸入された製品（基本的に完成品のみ）については、支払った特別追加関税額の事後還付が受けられることが記載されている。

- (1) 輸入者は、通関時に一旦、特別追加関税を含むすべての関税（基本関税、相殺関税、特別追加関税、及び教育目的税）を支払う必要がある。
- (2) 輸入者は、当該輸入製品を販売する際に発行するインボイスの中で、当該製品が投入税控除の対象（インプットクレジットが受けられる部品・原材料など）ではないことを示す必要がある（注）。
- (3) 輸入者は当該製品の国内販売に係る、付加価値税（VAT）、州販売税、中央販売税（CST）

などをすべて支払わなければならない。

(4) 輸入者は、当該製品を輸入した港の税関当局に対し、以下3種類の書類を添付して、特別追加関税の還付申請を行うことができる。

- a. 当該輸入品に対する特別追加関税の支払いを証明する書類
- b. 当該輸入品の国内販売に係るインボイス
- c. 当該輸入品の国内販売に際して発生したVATその他販売税の支払証明書類

(5) 税関当局によって上記の要件を満たしていると判断された還付申請に対して、支払済みの特別追加関税相当額が輸入者に還付される

(注) 中央付加価値税法のCENVATクレジット規則(2004年)は、製造業者に対し、自社の製造品に係る物品税総額から、当該製造品に使用した部品に対して支払った物品税額(追加関税、特別追加関税を含む)を「インプットクレジット」として控除した上で、税務当局に納税することを認めている。

<参考2：物品・サービス税>

インド政府は、2006年度政府予算案のなかで、2010年4月より中央政府・州政府の間接税を整理・統合し、物品・サービス税(GST: Goods and Service Tax)へ一本化することを発表した。これを受けて、2009年11月には、州財務大臣グループ委員会がディスカッション・ペーパーを提示、さらに同年末には第13次財務委員会報告書が大統領に提出されるなど、インド国内で活発な議論が展開されている。しかしながら、GST導入の前提となる憲法修正や各州政府との調整に長期間を要すること等を理由に、GSTの導入が当初予定よりも大幅に遅れるとの報道も多くみられ、インド国内情勢には不透明な点も多い。特に特別追加関税については、州財務大臣グループ委員会のディスカッション・ペーパーがGSTの導入に伴い同税を撤廃することを提案している一方、第13次財務委員会報告書では特別追加関税について言及がなされていない等、引き続き、インド国内の議

論の動向を注視することが必要となっている。

アンチ・ダンピング

AD措置の濫用と透明性の欠如

<措置の概要>

インドは、1995年から2012年上半期までに486件のAD措置を発動しており、世界で最もAD措置を多用している。そのうち、日本が発動対象となった措置も21件にのぼっており、化学品を中心にAD措置が発動されている。

<国際ルール上の問題点>

インドのAD調査では、①調査手続の透明性が低い、②調査当局の判断根拠・決定に関する説明が不十分、③利害関係者の十分な意見表明機会が確保されない、など手続的な問題が多く、当局の運用に関し改善を求めていく必要がある。具体的な問題点の例については下記参照。

- ・インドではAD課税率を決定する際には、AD協定第9.1条に基づき、ダンピング・マージンどおりにAD課税を行わず、国内産業に対する損害を除去するに足る課税がなされる(レッサー・デューティー・ルール)。このため、別途損害マージンの算定が行われることになるが、なかには、市場が競合状態にありインド国内市場における各輸入品の市場価格の差がほとんど存在しないにもかかわらず、各社ごとの損害マージンに大きな差が出るという不自然なケースがある。このように当局の判断根拠が不透明である場合に調査対象企業が事実関係を確認することが困難である。
- ・損害認定では、最終決定にAD協定第34条によって規定される当局が検討すべき15項目に係るデータすべてが網羅されておらず、また、その開示の程度がAD協定第12.2条に規定される当局の義務を満たしていないケースがある。利害関係者たる我が国企業は、判断の根拠につい

て何らの有効なデータ分析をすることができず、反論できる範囲が限定的なものとなり、自己の利益を擁護する機会が失われた。このような状況は、AD協定第6.1条に照らしても問題がある。

- ・2000年に調査が開始された硫酸ヒドロキシルアミンについては、ダンピングに係る調査対象期間が1999年7月1日から1999年12月31日（6か月間）とされ、同年に調査が開始された苛性ソーダについては、同期間が1998年4月1日から1999年9月30日（18か月間）とされた。ケースごとにダンピングに関する調査対象期間に差異があるが、インド政府はその理由について説明を行っていない。仮に、国際価格の下落や為替変動等の時期に合わせて対象期間を恣意的に選択している場合は、AD協定第2条に照らし問題がある。
- ・AD協定第12.2条では、仮決定、最終決定及びAD税の撤廃について公告するとともに、当該公告及び報告書は利害関係者に送付することになっているが、日本政府への政府間通報を含め、利害関係者への通知が適切になされているか不明なケースがあり、このような手続面においても懸念を有する。

<最近の動き>

①塩化ビニル樹脂（PVC）

2006年6月にAD調査が開始された塩化ビニル樹脂（PVC）については、調査対象製品の範囲が不明確であり、インド国内産業が需要に見合う十分な生産をしていない一部特殊品（高付加価値品）が含まれる疑義があった。これに関し、同年7月に、我が国からインド調査当局に対し、①当該特殊品については、化学的特性又は物理的特性においてインド企業が生産する汎用品と異なっており、用途・機能の観点からも同一の競争状態にないこと、②当該特殊品にAD税が課された場合には国内のユーザー産業のコストアップ要因につながることから、調査対象から外すべきである旨

申し入れた。また、同年11月には、提訴者のインド企業から、日本側が主張する一部特殊品を含まない旨の書面が提出され、日本側の主張が受け入れられることになった。

その後、2007年末に最終決定が発出され、2008年に課税（一部特殊品を除いた日本製品も対象に含まれる）が開始されたが、その直後に日本企業1社がインド当局の判断（損害マージンの算定）を不服としてインド国内で提訴を行った。

しかし、裁判官の交代等により手続の中断（adjourn）が繰り返され、長期間、実体審理の開始すらされなかった。結局、2011年8月に裁判所は、当局の損害認定には一切触れず、調査手続について、最終決定前の公聴会を再度開催する必要があるとして、当局に開催を勧告したが、手続面での瑕疵があったにもかかわらずAD措置は停止されず、インド当局は、公聴会のみを再度開催し、2012年2月、改めて本件AD措置は妥当であるという最終決定を行った。このような結果から、本件はインドの司法手続において適切に取り扱われたといえるのか疑問である。

②1,1,1,2-テトラフルオロエタン（R-134a）

2009年8月にAD調査が開始された1,1,1,2-テトラフルオロエタン（R-134a）については、2011年5月に最終決定が行われ、日本から輸出される製品に対してAD税が賦課されることとなったが、本件調査においては、調査開始から最終決定が行われるまで20カ月以上を要しており、いかなる場合においても調査期間は18カ月を超えてはならないと規定するAD協定第5.10条に照らして問題があると考えられる。2011年春のWTO・AD委員会において、この点について質問を行ったところ、インド政府からは、国内裁判に関係する特別な事情があったためとの回答があったものの、依然としてAD協定に整合的でない可能性があり、引き続きインド政府の調査・運用を注視していく必要がある。

インドのAD措置がAD協定に抵触するとし

て、EUがWTO上の協議申請を行った2003年以降、インド政府によるAD発動件数は減少したが、2007年以降、再び増加傾向にあり、インドは未だに世界で最もAD措置を多用している国の1つである。

我が国としては、今後も引き続きインド政府によるAD調査・措置の運用を監視し、AD協定上問題があれば、その点を指摘し、改善を要求していく。

基準・認証制度

(1) 鉄鋼製品の強制規格

<措置の概要>

2008年9月、インド政府は、Steel and Steel Products (Quality Control) First Order 及び Steel and Steel Products (Quality Control) Second Order) を官報公示し、鉄鋼製品に対する強制規格を導入すると発表した。これにより、インドに輸入される鉄鋼製品については、施行日以降、鉄鋼製造事業者がインド工業規格（「BIS規格」、BIS=Bureau of Indian Standards）を取得し、規格適合性を確保することが求められることとなった。

これに基づき、First Orderに記載された棒鋼、線材等の6品目については、2008年9月から強制規格が施行済。また、Second Orderに記載された溶融亜鉛めっき鋼板、ブリキ、無方向性電磁鋼板、一般構造用半製品等については、2012年9月から強制規格が施行され、熱延鋼板、方向性電磁鋼板、厚板等については、2013年3月31日から強制規格が施行される予定である。

<国際ルール上の問題点>

インド政府は、本制度の目的を製品の安全及び品質の確保並びに環境の保護と説明しているが、TBT協定第2.2条において、「強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生じる危険性を

考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない」としており、本制度が、上記目的に照らして、必要以上に貿易制限的ではないことを確保されなければ、本条に違反する。また、BIS規格は国際規格がある品目について、既存の国際規格と異なる内容を規定している部分もあることから、TBT協定第2.4条において、「関連する国際規格が存在するとき又はその仕上がりが見込めるときは、当該国際規格又はその関連部分を強制規格の基礎として用いる」とされているため、国際規格を使う必要がある場合には、本条に違反する。

<最近の動き>

2009年以降のTBT委員会では、日本、EU及び韓国より、本制度への懸念が繰り返し表明されている。我が国は、消費者の健康や安全の確保は、鉄鋼製品のような中間材への規制ではなく、最終製品への安全規制により達成されるべきものであるとして、本制度は不要であると主張してきた。

2012年3月には、Second Orderの施行時期を2012年9月とする旨の官報公示があった。これに対し、2012年7月、日本鉄鋼連盟からインド鉄鋼大臣、商工大臣宛に要望書を提出し、施行の延期および規定の明確化を要望するとともに、同月開催されたインド鉄鋼大臣訪日時の会談において、中根経済産業大臣政務官（当時）から懸念を表明した。これらの取り組みの結果、2012年9月には、熱延鋼板、方向性電磁鋼板、厚板等の施行時期が2013年3月31日に延期される旨官報公示があり、日本産業界が特に懸念していた、自動車用熱延鋼板等の輸入が急遽ストップする事態は回避された。

2012年9月以降もインド日本商工会および日本鉄鋼連盟がインド鉄鋼省に対し、消費者の安全を確保するに足る国際的に認められた規格を有する鉄鋼製品の輸入、最終製品の規格によって消費者の安全が確保されるとインド政府が認める産業用途に使用される鉄鋼製品を強制規格対象から除外

するよう求め、働きかけを継続している。

引き続き、本制度の運用を注視するとともに、両国間で協議を行う必要がある。

(2) 自動車タイヤに対する強制規格制度 ＜措置の概要＞

2004年頃から、インドにおいて、インドのタイヤ業界からインド政府に対し、中国及び東南アジア諸国より廉価タイヤが大量に輸入され、インドのタイヤ企業に影響があるとして再三陳情が行われた。これを受け、インド政府は、任意規格であった安全性の規格を強制規格化し輸入タイヤにも適用すると発表し、2009年11月19日付け官報で自動車用タイヤ規格の法制化を発表した。当該官報においては、当該規格に適合せずISIマーク表示のない空気タイヤの製造、輸入、販売目的の保管、販売、流通を禁止するとされた。このタイヤ規格は、世界的に広く採用されているUN/ECE/1958協定の自動車基準と異なるため、インドに自動車用空気タイヤを輸出するためには、追加の対応が必要となった。

施行時期は、2009年11月当初、発表から180日経過後（2010年5月19日）とされたが、我が国及び諸外国の強い要請を受け、インドは2011年11月9日付け官報で、発表から540日経過後（2012年5月13日）に延期され、現在実施済である。なお、2010年5月11日付け官報で対象範囲が一部拡大され、タイヤメーカーが輸入するタイヤも認証対象となった。

＜国際ルール上の問題点＞

工場監査申請、工場監査実施、インド試験場への試験タイヤ送付、タイヤ試験実施等からなる認証取得工程を180日間で終了させることは困難であることから、強制規格及び適合性評価手続の公表から実施までに適当な期間を置くことを義務付けるTBT協定2.12条及び5.9条に違反するおそれがある。2011年11月9日付け官報で、施行までの期間が発表から540日間に延長されたものの、少

なくとも、2010年5月11日付け官報で新たに適用対象になった範囲については、同様にTBT協定2.12条及び5.9条に違反するおそれがある。

また、UN/ECE/1958協定の自動車基準と異なる強制規格を採用しており、UN/ECE/1958協定の自動車基準が国際規格と評価できるのであれば、原則として国際規格を基礎とする義務を定めたTBT協定2.4条に違反するおそれがある。さらに、当該規格が正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的である場合には、TBT協定2.2条に違反するおそれがある。

さらに、ライセンス料は、インド工業規格（Bureau of Indian Standards：BIS）マークを打刻しているタイヤ本数に基づき算定され、インド国外で販売されるタイヤについてもライセンス料を支払わなければならない。このようなライセンス料の算定に合理性がない場合には、適合性評価の手数料は実費相当額を考慮し、公平なものとするTBT協定5.2.5条に違反するおそれがある。

＜最近の動き＞

2008年3月以降のTBT委員会において、制度の不透明性、認証取得のための十分な準備期間が付与されていないこと、経済活動に与える悪影響等について、我が国のほか、EU及び韓国より懸念を表明してきた。

施行時期については、措置の概要に述べた通り、我が国及び諸外国の強い要請を受け、2010年5月及び2011年11月に、インド政府は本規制の施行を発表からそれぞれ360日及び540日経過後に延長された。しかし、2010年5月には、同時に認証対象の範囲が広がっている。その後も幾度にわたり更なる実施の延期及び改善を申し入れたにも関わらず、インド政府は当該制度の施行を強行した。しかしながら、認証当局の認証能力の問題により工場認証を取得できていない我が国企業があり、早急に認証を行うよう、TBT委員会と二国間会合及び、WTO対インド貿易政策検討会合（Trade Policy Review：TPR）においても改善

を強く求めた。

また、我が国及び諸外国は、BISマーク付きタイヤのインド以外への輸出を禁止しているガイドラインの6.3条の削除を強く求めてきた。この点に関し、2012年10月には当該部分が削除されており、一定の評価ができる。但し、ライセンス料の算定については、BISマークを打刻しているタイヤ本数に基づき算定され、インド国外で販売されるタイヤについてもライセンス料を支払わなければならないため、さらなる改善が必要である。

さらに、インド政府は、外国資本メーカーに対してのみ、1工場あたり1万米ドルの銀行保証を求めているが、インド資本メーカーと外国資本メーカーとの間に不必要な競争格差を生じる規制であり、我が国及び諸外国は改善を求めている。

引き続き、両国間で協議を行っていく予定である。

(3) 電気通信事業者の免許条件に係る規制強化

<措置の概要>

2010年3月、印政府は、外国企業からの通信機器購入前のセキュリティ安全性確保と題する通達を公表。当該通達により、印通信事業者は、外国機器メーカーからの通信機器購入にあたり、3年以内に核となる通信機器の技術移転を条件とすること、保守工事や運用には全てインド人技術者を使用しなければならないこと等が義務づけられた。

また、同年7月、外国企業から通信機器を購入する通信事業者に対して、新たな免許条件を課す通達を公表。当該通達によれば、外国機器メーカーは、①印通信事業者が機器を購入する際に、当局、通信事業者、指定機関が、ハードウェア、ソフトウェア等のセキュリティ検査を行うことを認めなければならない、②購入機器に生じたセキュリティ問題に対応するために、ソフトウェアのソースコードを預託し、政府指定の専門家に検査分析する権限を認める等の規制を受けることにな

る。(通信事業者に対して、保守工事や運用にインド人の使用を義務づける点は変更なし。)

しかしながら、2011年3月及び5月、印政府は、上記通達を破棄し、新たに電気通信事業者の免許におけるネットワークセキュリティ確保の措置要件の変更を発表した。そのセキュリティ要件の中には、①セキュリティポリシーの提出義務、②インド国内の機関によるネットワークセキュリティ検査義務、③インド人技術者による電気通信ネットワークの管理・運用の実施義務、④セキュリティ違反1件に対して最大5億ルピーの罰則金等が引き続き含まれているが、コア機器へのソースコードを含む技術情報の開示義務、2年以内にネットワーク管理に関わる外国人の排除及び3年以内のインド国内製造化義務については削除された。

<国際ルール上の主な問題点>

これら通達は、不明確な部分があるものの、当局等による検査が、通信機器に対して、特定のセキュリティ特性を要求するものであるとすれば、事実上政府等による機器の強制的な適合性評価となる可能性があり、印政府はWTOへ通報する義務を負う可能性がある。

また、インド国内機関から認証を受けた機器にのみネットワークに組み込み可能とする要件は、インド国外製品に対して不利な待遇を与える可能性があり、GATT及びTBT協定の内国民待遇に違反している可能性がある。

<最近の動き>

2010年7月、日米欧の産業界がインド政府宛て連名で懸念を表明。これを受け、8月、インド首相府より情報通信省及び内務省に対し、免許条件の改定を2ヶ月間凍結し、3月又は7月のいずれの通達を満たしても良い旨通達。その後、インド側は更に2か月凍結を通達した。

その後、2010年8月のASEAN+6経済大臣会合(於ベトナム)や10月の東アジア首脳会議(於ベ

トナム) の機会を捉えて経済産業大臣よりシャルマ商工大臣に対し、本件につき善処を要請。10月、我が国産業界(4団体)より改めて、懸念を表明する書簡を発出した。さらに、2010年11月のWTO/TBT委員会において、日米欧より本件について問題提起を行った。

こうした動きも踏まえ、インド側はその後、さらに2011年2月まで凍結期間を延長し、対応を検討しているところ、2月には来日したシャルマ商工大臣に対し海江田経済産業大臣より改めて善処を要請している状況であり、2012年4月の日印閣僚級経済対話においても日本側より引き続き善処を要請した。今後のインド側の出方が注視されるところである。

(4) 電子・情報通信機器における強制規格の導入

<措置の概要>

インド政府(通信IT省)は2012年9月に、電子・情報通信機器の登録を義務化する法令「電子・情報技術製品(強制登録義務要求)規則2012」を公表し、家電や電子機器15品目について、国内の安全基準に基づき事前の登録及び表示を官報掲載日から半年後の2013年4月より義務付けることとした。

<国際ルール上の主な問題点>

TBT協定第2.2条において、「強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生じる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない」とされており、本制度の政策目的に照らして必要以上に貿易制限的ではないことが確保されなければ、本条に違反する。また、TBT協定第2.4条において、「関連する国際規格が存在するとき又はその仕上がりが見込めるときは、当該国際規格又はその関連部分を強制規格の基礎として用いる」とされているため、国際規格を使う必要がある場合には、本条に違反する。

<最近の動き>

2012年10月19日に本規則についてWTO/TBT通報が実施された。通報を受け、同年12月13日付で、日本の関連業界4団体(JEITA、JEMA、JBMIA、CIAJ)がコメントを提出し、国際規格との整合性や準備に必要な期間を確保するため、本措置の実施延期を求めるコメントを提出した。また、日本政府からも同様の内容のコメントを同年12月17日付で提出している。

その後、2013年2月には、茂木経済産業大臣からシバル通信IT大臣に対し、本件につき懸念を表明した。さらに、2013年3月のWTO/TBT委員会においても、日本、米国、欧州及び韓国より、本件につき問題提起を行っている。

引き続きインド政府に対して、外国企業への参入障壁等の排他的な政策や制度を設けないよう申し入れを継続していくことが必要となっている。

サービス貿易

外資規制等

<措置の概要>

2010年3月31日、商工省産業政策促進局(DIPP)は、FDI政策を一本に集約した新たな統合版FDI政策(CONSOLIDATED FDI POLICY)を公表した。これにより、度重なる通達(Press Note)による部分改訂で複雑になっていたFDI規則にかかる文書が一本化された。インドへの直接投資案件は、以下のネガティブ・リストに該当しなければ、外資出資比率100%までが自動認可される。2011年10月1日現在、ネガティブ・リストには、単一ブランド販売以外の小売業、民間企業に開放されていない原子力・鉄道、不動産業又は農家の建設、宝くじ、カジノを含む賭博、タバコの製造等の9項目が挙げられている。リスト以外でも、既存のインド企業(金融サービス分野に従事する企業等)への出資は認められていない。また、2005年1月12日以前に、既

にインド企業と資本・技術提携を行っている外資系企業が同一業種において投資、資本・技術提携等を行う場合は、政府の認可取得が義務づけられていたが（但し、a. 投資者がベンチャーキャピタルファンドである場合、b. アジア開発銀行等のような国際機関による投資である場合、c. 既存の合弁相手のシェアが3%未満の場合、d. 既存の合弁若しくは提携による事業が休止状態の場合、等については政府認可不要。）、2011年4月1日より政府認可は不要となった

1951年産業法によりライセンス取得が義務づけられている産業（アルコール飲料、煙草、航空・宇宙・防衛用電子機器、産業用爆薬、危険性のある化学製品、薬事法で規定された一部の薬品・医薬品）への投資、1991年新産業政策で指定された立地規制に触れる投資も禁止されている。

（金融）

①銀行

民間銀行業への外資規制の緩和については、外国銀行が①本国の所管官庁の管轄下にあること、②中央銀行であるインド準備銀行（RBI）の認可基準をクリアしていることを条件に、100%出資子会社設立が可能となった。これらの点については、統合版FDI政策上でも規定されている。一方、国内民間銀行における外国人投資家の投票権保有比率を上限10%と規定している現行の銀行規制法については、2012年12月、同比率を26%に引き上げる同法改正案が議会で承認された。ノンバンクについては、指定されたマーチャント・バンクや住宅金融など18業種に対して100%までの出資が認められている。ただし出資比率に応じて最低資本金額が規定されており、この場合も、RBIのガイドラインに従うことを条件となっている。

2011年8月に日印経済連携協定（EPA）が発効し、金融分野での成果として、インド国内における外国銀行の支店設置については、年間20店舗までとの数量制限が存在する中、邦銀の支店設置について、4年間で10店舗まで支店設置申請に対

して前向きな考慮を払うとの特別な取扱いを獲得した。

②保険

政府は、保険分野への外資出資上限比率について、26%から49%に引き上げる法案を閣議決定し、議会へ提出されたが、同法案は可決されなかった。その後、シン首相の経済開放政策の下、保険業における外資規制についても緩和の方向で検討され、2012年10月、再び上記法案が閣議決定された。しかしながら、2013年2月現在、上記提案にかかる関連法は国会で審議されておらず、統合版FDI政策においても上限は26%とされている。

（流通）

インド政府は2006年2月10日付の政府通達No.3（プレスノートNo.3）において、これまで外資参入が一切禁止されていた小売業の一部開放を正式決定し、即日発効した。外資参入に際しては、(1) 投資促進委員会（FIPB）による事前認可の取得、及び(2) 外資出資比率上限51%、が要件となる。また、a. 販売する製品は「単一ブランド」の製品に限ること、b. 販売製品のブランド名は、製品の製造過程で付与されること、と規定されており、ブランドメーカーが、そのブランド名で自社51%出資の小売店舗を展開することが可能となる。一方、スーパー等の大規模小売チェーンについては、「単一ブランド製品の販売」という要件に合致しないため、参入は認められない（なお、インド国内での製造を計画している品目のテスト・マーケティングを目的としている場合については財務省・外国投資委員会（FIPB）の事前認可取得を条件に、100%出資会社が一定期間の小売販売を行うことが可能）。卸売販売業については、小規模企業へ留保されている品目を取り扱う場合を除き、自動認可方式（政府の事前承認を必要とせず、事後の届出のみが必要）による外資100%出資が可能（キャッシュ&キャリー方式に

よる店舗販売も可能)とされている。

なお、2009年に以下のような形で直接投資規制が緩和された。同内容は、統合版FDI政策に引き継がれている。

(2009年2月、Press Note 2, 3, 4 : 外国企業の再投資に係る定義改訂の通達)

・ Press Note 2 再投資における外資比率の計算方法と定義の明確化

非居住者から出資を受けているインドの企業が、インド居住者によって「50%以上の株式を保有(所有権)」かつ「過半数の取締役が指名(経営権)」されていれば、同企業による再投資を純粋な内国企業の投資と見なす(FDI=0%)。それ以外の場合は、100%のFDIと見なす。非居住者による出資は、FDIのみならず、外国機関投資(FII)、在外インド人投資(NRI投資)、預託証券(ADR、GDR)、外貨建転換社債(FCCB)、その他外貨転換可能な債券や優先株も含む。

・ Press Note 3 非居住者への所有権および経営権の移転

外資規制のあるセクターにおいて、再投資により設立される新会社が、非居住者によって「所有」もしくは「経営」される場合、又は被投資企業の「所有権」もしくは「経営権」が非居住者に移転される場合、投資促進委員会(FIPB)の事前認可を得る必要がある。

・ Press Note 4 再投資がFDIである場合の投資規則と定義(Press Note 2の補足)

Press Note 2により再投資がFDIと見なされる場合、被投資企業が「純粋事業会社」もしくは「事業兼投資会社」であれば従来のFDI規則に準じた投資が可能、「純粋投資会社」もしくは「持ち株会社」であればFIPBの事前認可を得る必要がある。

(その他直接投資規定に関する通達)

・ 中小企業保護・育成を目的に、24%以上の外資が禁止されてきた21種分野への投資について、出資上限が解除された。しかし、産業ライセンス取得ならびに50%以上の輸出義務には変更なし(Press Note 6, 2009)

・ 商品先物取引事業への出資上限49%ならびに単独出資5%について、既存事業主の中に上限を超える外資を有する企業があったことから、当該事業主に対し、2009年9月30日まで規制準拠の猶予を与えた(Press Note 5, 2009)。その後、手続き上の困難が生じたため、再猶予として2010年3月31日まで延長した(Press Note 7, 2009)。

・ 外国企業への技術移転に係るロイヤリティ支払いに関し、自動認可条件である、一括払い200万ドル以下ならびに国内販売の5%以下、輸出の8%以下要件が解除された。同時に、商標権ならびにトレードマーク利用に係るロイヤリティ支払いに関しても、国内販売の1%以下、輸出の2%以下要件が解除された。(Press Note 8, 2009)

<国際ルール上の問題点>

WTO協定には、投資に関する一般的なルールは未だ整備されていないが、サービス貿易に関してはサービス協定が既に存在し、投資を通じたサービス貿易提供も規律している。上記の様々な外資規制は、インドのサービス協定上の約束に反しないためWTO協定違反となるものではないが、WTO及びサービス協定の精神に照らして、引き続き自由化に向けた取組が行われることが望まれる。我が国は、外資制限強化に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話等やWTOサービス交渉等により、これら外資制限の緩和を働きかけているところである。

<最近の動き>

インド政府は小売業の外資規制緩和の検討を行っていたが、2011年11月24日に単一ブランドの小売業への外資参入を条件つきで100%まで緩和することを閣議決定し、2012年1月10日に施行した(それまで外資参入は51%までとされていた)。今回の規制緩和の条件は以下の内容(Press Note 1, 2012)。

(単一ブランドの小売業への100%外資参入の条件)

- ・販売する製品は「単一ブランド」に限る。
- ・販売製品のブランド名は、製品に対して国際的に使用しているブランド名と同一でなければならない。
- ・ブランド名は、製品の製造過程で付与されるものであること。
- ・外国投資家が当該ブランドの所有者でなければならない。
- ・外資の比率が51%を超える場合には、製品売上額の3割をインド国内の小規模産業、村落などから調達しなければならない。ここでいう小規模産業は、建物や設備への投資額が100万米ドルを超えてはならない。この条件をクリアしているかどうかは企業の自己申告に委ねられるが、法定の会計監査人が確認することになる。

一方、マルチブランドの小売業に関しては、単一ブランドの小売業への外資規制緩和と同時に、外資規制を条件つきで51%まで緩和することが閣議決定されたが、国内の反対意見が根強いことから、導入が延期された。

その後、インド政府は、マルチブランドの小売業への外資参入を条件付きで51%まで緩和することを2012年9月14日に閣議決定し、同年9月20日に施行した(それまで外資参入は禁止されていた)。今回の規制緩和の条件は以下の内容(Press Note 5, 2012)。

(マルチブランドの小売業への外資参入(出資比率の上限は51%まで)の条件)

- ・規制緩和に賛同した州のみに適用(今回のマルチブランドの小売業への外資規制緩和は、制度上それを可能にしたという政策であって、実際の施行については、各州や連邦直轄地の判断に任せられており、店舗の設立は、各州や連邦直轄地が定める各種法律や規制にのっとる必要がある。)現時点で、総合小売業の参入に合意している州や連邦直轄地は以下の通り。アーン德拉・プラデーシュ州、アッサム州、デリー首都圏、ハリヤーナ州、ジャンム・カシミール州、マハラシュトラ州、マニプル州、ラジャスタン州、ウッタラカンド州、ダマン・ディウ連邦直轄地、ダドラ・ナガル・ハヴェリ連邦直轄地。
- ・店舗は人口100万人以上(2011年国勢調査に基づく)の都市に立地。その店舗の立地は(同都市の)市街地から10キロ以内で、都市計画に沿った地域で、かつ交通の便が良い場所とする。人口100万以上の都市がない州と連邦直轄地では、当該州の最大都市への立地が望ましい。
- ・最低投資額は1億米ドル。
- ・投資額の50%以上を3年以内にバックエンドインフラに投資(最初の投資から3年以内に投資額の最低50%を土地の購入や賃貸費用以外のインフラ整備(製造、包装、流通、倉庫の整備など)に投入)。
- ・製品調達額の30%をインド国内の小規模産業(建物や設備への投資額が100万米ドル以下)から調達。この目標は、初めの5年間は製品調達総額の平均で達成すればよいが、その後は1年ごとに達成する。
- ・なお、最低投資額、インフラへの投資、国内小規模産業からの調達の条件を満たしているかどうかの確認は、法定の会計監査人の承認を受けた自己証明とする。
- ・果物、野菜、穀物、豆、生きた家禽(かきん)類・魚介類、その他肉製品を含む農水産品は固有のブランド名のないものとする。
- ・農産物の調達は政府が優先権を有する。

- ・マルチブランドの小売業を電子商取引で実施することは許可されない。
- ・マルチブランドの小売業への投資は、投資促進委員会（FIPB）による認可検討に先立って、商工省産業政策促進局（DIPP）が条件を満たす投資か否かを確認する。

マルチブランドの小売業への外資規制緩和と同時に、単一ブランドの小売業への外資参入条件の見直しが行われた（Press Note 4, 2012）。今回の見直しの大きな変更点は、現地調達率の緩和やブランドの所有者でなくとも投資が可能となったことである。現地調達率に関しては、算定基準がこれまでの「製品売上額」から「製品調達額」に変更され、調達先が国内の小規模産業のみから中小企業も追加されかつ努力目標となったこと、目標の達成期限が店舗設立当初5年間はその製品調達総額の平均で30%を達成すればよくなったことがあげられる。ブランドの所有者でなくとも投資が可能となった点に関しては、単一ブランドの所有者かそうでないかにかかわらず、いずれか唯一の非居住者のみが、国内での単一ブランド小売業を営むことができるとしており、投資を行うものがブランドの所有者と異なる場合には、ブランドの所有者との法的な同意に基づいていることが求められるため、その証明としてライセンス供与やフランチャイズなどの合意書を提出する必要があるとしている。

なお、今回の見直しでは、航空業、放送事業、電力取引所事業に関しても外資規制が緩和された。航空業に関しては、それまで禁止されていた外国航空会社による投資が出資比率49%まで可能となった（Press Note 6, 2012）。放送事業に関しては、それまで原則禁止されていた外資参入が衛星放送などの放送サービスに出資比率74%まで可能となった（Press Note 7, 2012）。電力取引所事業に関しては、それまで禁止されていた外資参入が出資比率49%まで可能となった（Press Note 8, 2012）。

シン首相は、同年9月21日に国民向けのテレビ

演説を行い、インドの高い経済成長実現のための改革への理解を呼びかけた。産業界からは今回の外資規制緩和に対する歓迎が示されている一方、連立与党内の第2党（草の根会議派）の離脱や野党主導のストライキなどにより、今後は厳しい政権運営となることが見込まれる

知的財産

(1) 医薬品等の特許保護

<措置の概要>

TRIPS協定は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のあるすべての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない）について特許が与えられると定めているが（第27条1項）、開発途上国において医薬品や化学物質などの物質特許制度を持たない国については、TRIPS協定発効後10年間の経過期間が認められていた（第65条4項）。インドは1970年特許法において医薬品等の物質特許を認めていなかったが、2005年1月1日の履行期限を控え、インド大統領は2004年12月、物質特許制度の導入を含む2004年改正特許法（大統領令）を公布した。その後、議会において2005年改正法（第3次）が審議・採択され、2005年4月5日に公布、一部の条文を除き1月1日から有効なものとして遡及的に施行された。改正法のポイントは、①物質特許制度の導入、②医薬物質の定義導入、③排他的販売権（EMR）規定の削除、④メールボックス出願による特許権者等の権利制限、⑤医薬品に対する強制実施権（製造及び輸出）の導入、等である。2005年の特許法の改正以降、医薬品関連発明に特許が与えられるようになったが、近年、その医薬品関連発明に対して強制実施権を発動する動きが見られる。2012年3月、インド特許意匠商標総局は、国内の後発医薬品メーカーの申請に基づき、外国医薬品メーカーが所有する医薬品関連特許に強制実施権を設定した。本強制実施権の設定に関しては、2012年5月、インド特

許意匠商標総局の決定を不服として、知的財産控訴委員会に審判の請求がなされている。なお、2012年9月、強制実施権の暫定的な発動停止を求める請求は却下された。

＜国際ルール上の問題点＞

物質特許制度を導入し、TRIPS協定上の義務が履行されたことは評価される。しかしながら、「発明でないもの」に関する規定について、技術分野差別を禁じるTRIPS協定第27条1項との関係においての問題が指摘されている。インド商工省が設置した委員会「Technical Expert Group on Patent Law Issues(議長: Mashelkar氏)」のレポート(Mashelkar Report)のリバイス版が2009年3月に発表されたが、その中でも、本件に関連するインド特許法第3条(d)とTRIPS協定との整合性については、上記委員会は本件を審査する権限が付与されていないとして、結論は出されていない。そのため、特許審査及び裁判において、現実にもどのような判断が行われるかなど、引き続き物質特許制度の運用を注視していく必要がある。また、強制実施権の制度・運用についても、パリ条約やTRIPS協定等の国際ルールとの整合性の観点も含めて、今後注視していく必要がある。

なお、医薬品の試験データの保護をより厚くすべきという要望があるところ、2007年5月に公表されたインド政府による医薬品の試験データに関する報告書は医薬品の試験データの保護期間として5年間を勧めており、医薬品等の試験データの保護を義務づけたTRIPS協定第39条第3項の観点からも、政府の取組について注視していく必要がある。

(2) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題等

インドにおける知的財産法制は、TRIPS協定に整合的なものとなるよう整備がなされてきている。2007年12月にはICEGATEと呼ばれる模倣品

対策関税登録システムを設け、水際で模倣品流入監視を強化している。同システムは企業が特許権・商標権・意匠権・著作権・地理的表示の取得状況をインターネット上で事前に登録することにより、当該権利に関する商品の流入を事前に税関に通報し、警備強化を行うものである。さらに、2011年5月には国家イノベーション評議会の策定したロードマップの一環として「知的財産権に関する部門別イノベーション評議会」が設置され、更なる知的財産権保護のため、法制度拡充や体制強化を含む国家戦略が議論されるなど、制度整備面における取組については評価できる。

他方、模倣品・海賊版等の知的財産権侵害物品の取締については、税関等における取締り実績に関する政府統計は十分に整備されていないものの、我が国の自動車、電機業界等の産業界からは、模倣品・海賊版が市場に多く出回っていると指摘されている。これらの多くは他国からの流入と見られているが、最近では国内で製造されるケースも見られるようになってきているとの指摘もあり、知的財産の適切な保護及びTRIPS協定の確な履行の確保の観点から、これら侵害品の水際や国内市場での取締りの運用面での取組強化が望まれる。